

第2期チャレンジ・応援門川ラボ事業（令和8～10年度）業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「第2期チャレンジ・応援門川ラボ事業業務委託」について、最適な事業者の選定を価格のみの競争によらず、企画力、技術力、提案力等の観点から選定を行う公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

第2期チャレンジ・応援門川ラボ事業（令和8～10年度）業務委託

(2) 事業の内容

「第2期チャレンジ・応援門川ラボ事業（令和8～10年度）業務委託 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和11年3月20日（3ヶ年事業）

※ 選定結果通知後から契約締結日までは、業務開始に向けた準備期間とし、委託料は発生しないものとする。また、事業期間の終了等により、次期の受託者に業務を引き継ぐ際には、円滑な引き継ぎに協力いただくとともに、必要なデータ等は遅延なく提供すること。

(4-1) 令和8年度における委託料額（提案限度額）

4,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(4-2) 令和9年度における委託料額（提案限度額）

5,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(4-3) 令和10年度における委託料額（提案限度額）

6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 業務の実施

本業務については最大限の事業効果・効率化を図るため、1事業者または共同企業体に委託することとするが、事業実施にあたっては、支出項目などを明確にして実施すること。

- (6) 担当部署及び書類提出先
門川町役場 企画戦略課 まちづくり政策係
〒889-0696 東臼杵郡門川町平城東1番1号
担 当：佐藤
電 話：0982-63-1140
F A X：0982-63-6784
メール：kikaku01@town.kadogawa.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。
なお、参加資格基準日は、本要領の公表から本業務委託契約を締結するまでの間とする。

(1) 応募要件

- ア 法人格を有していること。
イ 共同企業体を構成して応募する場合、以下の要件を満たすこと。
① 構成する事業者は日本国内の事業者とすること。
② 構成する全ての事業者を明らかにし、その役割分担を明確にすること。
③ 共同企業体を代表する事業者を選定し、応募に関する手続きを当該事業者が行うこと。
④ 構成する共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 応募者の資格要件

応募者（全ての構成員）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（第16条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
イ 町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格、指名基準等に関する要綱第12条第1項に規定する指名停止を受けていない者であること。
ウ 門川町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等を構成員としていない者。
エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申し立てがなされていない者及びその開始が決定されていない者であること。
カ 町税を完納していること。
キ 過去に、まちづくり人材の育成事業やまちづくりに資する講演会、住民参加型のワークショップ等の類似事業を実施した実績があること。

4 実施スケジュール等

実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、各項目の日程については、審査委員の都合等に合わせて適宜、調整できるものとする。

(1) プロポーザル等の日程

ア 質疑書提出期限	令和8年6月30日(火)(正午必着)
イ 質疑回答(予定)	令和8年7月2日(木)
ウ 参加応募届提出期限	令和8年7月6日(月)(必着)
エ 企画提案書提出期限	令和8年7月10日(金)(必着)
(参加応募者が4社以上の場合) オ 事前選考結果の通知	令和8年7月15日(月)(予定)
カ プロポーザル審査会(企画提案書評価)	令和8年7月23日(木)(予定)
キ 審査結果通知・公表	令和8年7月27日(月)(予定)

(2) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書(様式第8号)により受け付ける。

ア 提出先 1(6)に同じ。

イ 提出方法 電子メール

質疑書を添付し送付すること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとすること。

ただし、参加者名称は、略称可とする。

件名: R8 門川ラボ事業: +送信年月日[yyyymmdd] + (参加者名称)

**【例】株式会社△△△△が令和8年6月30日に質疑書を送付した場合
R8 門川ラボ事業_20260630 株式会社△△△△**

ウ 質疑への回答

参加応募を行った全ての事業者に対し、回答書を添付した電子メールを送付する。

ただし、質問の内容により事業者選定の公平性を保てないと判断した場合には質疑回答を行わない場合もある。

エ 質疑回答予定日 令和8年7月2日(木)

(3) 参加応募届の提出

参加応募届(様式第6号)に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

- ア 提出書類 ①参加応募届（様式第6号） 代表者印を押印したもの1部
- イ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法を用いること。
- ウ 提出先 1（6）に同じ。

（4）企画提案書等の提出

ア 提出書類

① 履行実績等（様式第9号）

履行実績等の添付書類については、可能な限りA4サイズとすること。

ただし、やむを得ずA3サイズとなる場合には、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。

② 業務実施体制調書（様式第10号）

③ 企画提案書（様式自由）

企画提案書はA4用紙とし、複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。

④ 参考見積書（様式第11号）

ウ 提出部数 正本1部 副本5部 CD-R1枚（CD-R電子データは押印省略可）

エ 提出方法 本町への持参又は郵送によること。なお、持参する場合には、事前に来庁日時を連絡しておくこと。また、郵送にて提出する場合には提出期限を必着とし、書留、その他の到達を確認できる方法を用いること。

オ 提出先 1（6）に同じ。

5 評価方法等

（1）評価基準

別表「評価基準」のとおり。

（2）評価方法

ア「評価基準」により事業者評価、企画提案書評価及び参考見積価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い提案者を「契約候補者」として選定する。なお、同点の提案者が複数あった場合には、企画提案書評価の評価点が高い者を「契約候補者」として選定するものとする。

イ 企画提案書評価は、企画提案書（事前提出）、プレゼンテーション及び質疑応答の内容により評価する。

ウ 基準点は、事業者評価と企画提案書評価の合算配点の5割とし、基準点に満たさなかった提案者は「契約候補者」とはしないものとする。

エ 4者以上の参加応募者があった場合には、事前に、事業者実績による事前選考を行い、その評価点の上位3者において、事業者及び企画提案書評価による選考を行う。

(3) 企画提案書評価（企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答）

ア 開催予定日 令和8年7月23日（木）

提案者ごとの集合時間や場所等は、別途通知する。

イ 時 間 提案30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

準備及び片付けに要する時間を各5分確保するものとする。

ウ 参加人数 3者以内

本業務主担当予定者は必ず出席すること。

エ 注意事項

- ① プレゼンテーションの順番については、提案者と協議することなく、本町で決定する。
- ② プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書をもとに行うこと。
- ③ 企画提案書（提出済み）の記載内容をプレゼンテーション用に再構成することは可能とするが、企画提案書（提出済み）に記載されていない内容の提案発表等は、評価の対象外とする。また、プレゼンテーション当日において、追加の資料配布も認めない。
- ④ プレゼンテーションの実施にあたり、本町が準備するプロジェクター及びスクリーンは使用することができるものとする。プロジェクターを使用する場合には、提案者は必要となるノートパソコン等を持参すること。
- ⑤ プレゼンテーション等は、会議室内における対面方式にて実施する。

(4) 結果通知（予定）

評価結果は、電子メールまたは書面にて令和8年7月27日（月）に通知する。

6 契約の締結

「契約候補者」の選定後、提出済みの価格提案書の記載額において契約を行うものとする。ただし、契約締結前に、提出済みの資料の記載内容について協議を行う場合がある。

本町と「契約候補者」との協議の結果、本契約書の締結に至らなかった場合には、審査において次の順位であった者を新たに「契約候補者」として協議を行うものとする。

7 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「**3 参加資格**」に該当しなくなったとき、または、提出書類に虚偽の記載があったとき、その他、本実施要領等に違反した場合には、当該提案者の企画提案書等は無効の取り扱いとする。
- (2) 企画提案書の記載内容は、町職員が補足説明を受けずに理解できる内容であること。
- (3) 企画提案書の記載内容は、提案者が本業務の実施にあたり、実施できる内容を記載し提示したものであること。
- (4) 企画提案書等の作成に係る一切の費用は、提案者の負担とすること。
- (5) 本町に提出された企画提案書類は、返却しないものとする。
- (6) 提案者から審査方法、審査内容及び審査結果等に対する一切の異議は認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約における優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。